

令和6年度新型コロナワクチン定期接種の実施期間を延長します

新型コロナワクチンの定期接種を希望される方が確実に接種できるよう、令和6年度の実施期間を次のとおり延長します。

なお、対象者や接種回数などに変更はありません。

1 実施期間

延長後：令和6年10月1日から令和7年2月28日まで ※1か月延長
(延長前：令和6年10月1日から令和7年1月31日まで)

2 定期接種の概要

(1) 対象者

本市に住民登録があり、接種日時点で次に該当する人

- ・65歳以上の人
- ・60～64歳のうち、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に高度（身体障害者手帳1級相当）の障害がある人

(2) 接種回数

期間中に1人1回まで

(3) 接種場所

各協力医療機関（市ホームページを参照）

(4) 接種の予約方法

直接医療機関へ予約

(5) 自己負担額

3,000円

※市民税非課税世帯の人や生活保護受給世帯の人などは、接種時に証明資料を医療機関に提示すると費用が免除になります。

〈ホームページURL〉

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/kenko/1026625/yobou_sesshu/1030286/1030287.html



問合せ先

健康福祉局保健衛生部

疾病対策課 担当 吉田

電話 042-769-8346